

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月27日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

蒔田中学校体育館床補修修繕

2 履行場所

南区花之木町2丁目45番地
横浜市立蒔田中学校

3 契約日

令和5年10月11日

4 履行日又は履行期間

令和5年10月11日～令和5年10月27日

5 契約金額

93,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市南区前里町3-74
株式会社 杉山スポーツ

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

蒔田中学校において、体育館床板の剥離が発見された。文部科学大臣官房文教施設企画部施設企画課より通知の「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」の通り、即時的に対応を行わないと生徒及び学校開放事業利用者の安全確保に重大な支障が生じると判断したため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録している市内中小企業から、速やかに対応が可能な同じ区内の事業者を選定した。

9 所管課

横浜市立蒔田中学校